

法律であなただを照らすナビゲーション・マガジン

ほうてらす

春
SPRING

vol. 16
2011.4.11

〈特集〉

法テラス利用者の“今”—民事法律扶助…… p4

〈インタビュー〉

歌手・俳優

美輪明宏さん



優しさの時代のはじまり、
日本も捨てたものじゃない。

…… p2

暮らしの法律相談	p6
法テラス最前線	p7
スタッフ弁護士からのメッセージ	p8
データで見る法テラス	p9
法テラス・イベント報告	p10
新旧理事長ご挨拶	p11



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」（さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ）のような場でありたいという意味を込めています。

「冬のソナタ」ブームは 時代の変化の象徴

草野 ● 今日はお忙しいところ時間を
いただいて有難うございます。本当
に幸せです。

美輪 ● あなたこそ私のためにお気の
毒ね。私と理事長(当時)の寺井さ
んが同じ長崎出身で古くからの付き
合いということがあって駆り出さ
れるなんて。

草野 ● 早速ですが、今の日本は不況
からなかなか脱出出来ず、未来を描
けない中で沈うつな空気に覆われた
ままです。美輪さんご自身はどう受
け止めていらっしゃいますか。

美輪 ● 誤解されちゃ困りますが、日
本も捨てたものじゃないなと思っ

ています。私はメディアに踊らさ
れませんのでね。メディアは、人の

不幸は蜜の味で、とにかくマイナス
の記事を大きく書き立てて騒げば視
聴率も伸びて売り上げも上がると錯
覚を起こしてネガティブなことばか
り強調しているんです。でも、最近
はそういう時代じゃなくなつた。一
人ひとりが自由に生きられる優しさ
の時代がはじまったのに、そのこと
に気付こうとしない。

草野 ● マスコミの情報を見た方も読
んだ方も、そのたびに嫌な気持ちにさ
せられるというこの繰り返しですね。

美輪 ● タイトルを見ただけで胸が悪
くなるようなものに、みんなうんざ
りしているんですよ。現実がそうだ
から疲れ果てています。それで、雑

誌が売れないとか言うけどニーズと
合っていないんだから当たり前です
よ。以前、松下幸之助さんが「うち
はお客様が今何を必要としていらっ
しゃるかを考え提供しています。欲
しがっているものを作るから売れる
に決まっているんです。」とおっしゃっ
ておられた。自分がいくら良しと
思っても、ニーズを捉えるという方
がとても大切。

草野 ● 本当にそうです。今のニーズ
はどこにあるとお考えですか。

美輪 ● まがまがしくない優しいもの
をみんな求めていると思いますよ。
だって、草野さんもよくご存知だと
思うけど、NHKで、それもBSの真
夜中で、韓国のものでいった当たらな
い条件が全部そろつた「冬のソナタ」
があれだけのブームになつたでしょう。
それだけ待たれていたということな
んですよ。分析すると、美しい男女
色彩の美しさ、静かなメロディックな
きれいな音楽とかね。攻撃的ではな
いんです、すべてが正統派。今年の
斎藤佑樹フィーバーもそこから始
まっているわけですよ。

絶望するか、希望を持つかは 見方次第

草野 ● 今日、実を言うと、この世の
中を嘆くというお話を伺えるのでは
ないかと思っていました。10人のう

ち9人ぐらいは悲観論者じゃないけ
ど、マイナスの方に捉えがちです。

美輪 ● それは残念でした笑。日本人
の95%は悲観論者なんですって。で
も、私は常にプラス・マイナスを平
等に秤のように見えていますからね。
今の日本は、半世紀以上積み重ねて
きたごみ屋敷を片付けている最中。
ここ数年で片付くわけないでしょう。
白髪三千丈のスタンスで物事を見る
と、むしろ昔に比べ今は極楽だと思
いますよ。

草野 ● 極楽ですか？

美輪 ● そう、人類は進化しているな
と。終戦後まもなくまでは自分の名
義で土地や家屋を持つなんて夢幻の
話。サラリーマンが靴を3足も持つ
てたらムカデじゃあるまいし贅沢だ
と叱られて、すき焼きなんて食べた
ら3年ぐらい近所のうわさでしたよ。
草野 ● 今は何もかもが便利になつて
きたけど、見たくないものまで見さ
せられている気がします。

美輪 ● これまで政治家や霞ヶ関やメ
ディアまでが一切かん口令で見せな
いようにしていたことまでもが明る
みに出て大騒ぎしているけど、逆に
秘密がなくなるのは結構じゃないで
すか。

草野 ● 私たちには一方的な情報に踊
らされることのない識見を持つこと
が求められますね。

美輪 ● そう、それさえ持っていれば、



インタビュー ● 聞き手 法テラス理事(当時)・草野満代

歌手・俳優 美輪 明宏さん

優しさの時代のはじまり、日本も捨てたものじゃない。

プロフィール 1935年、長崎県出身。国立音大付属高校中退。17歳でプロ歌手としてデビュー。57年メロケ、66年「ヨイマケの唄」が大ヒット。67年、演劇実験室「天井桟敷」旗揚げ公演に参加。『書森屋のせむし男』に主演。68年、『紫の履歴書』を執筆。以後、演劇・リサイタル・テレビ・ラジオ・講演活動などで幅広く活動。97年「双頭の鷲」では、読売演劇大賞優秀賞を受賞。現在、携帯サイト「麗人だより」がアクセス数No.1。

非常に健全な世の中になると思いますが。日本は経済的に駄目だけれども、変わってきた。いいなと思ったのは、衣食足りて礼節を知るじゃないけれど、空疎で中身が全部空っぽだったことにみんなが気付いて来たこと。私たちもホームレスをやって、灰の中から食べ物やら着るものやらをあさって焼け跡から生き抜いてきた。金・金、とにかく物欲、性欲、食欲、名誉欲を手に入れるのが目的で、後から来たものを突き落とせつつ走ってきた。肉体を維持するためのビタミンは過剰なくらい摂取したんだけど、実は、心とか精神とか、常識とか、教養とかが空っぽだったわけ。だから

自殺がどんどん増えてきちゃう。とにかく心がかさかさに乾いてしまったんです。心の栄養失調。

草野 ● そういうことを忘れてしまうくらい、私たちは単視眼的なものに見方に踊らされてしまっています。

美輪 ● 日本は国土が狭いから昔から近視眼的なものを見るけど、過去を振り返って比べてごらんさい、っていうのです。そうすると、大きな希望を持てるではありませんか。

法テラスも、幅広い世代の文化や生活を学ぶ努力を

草野 ● 最後になりますが、法テラス

は国民に司法を身近なものにするべく設立されました。まだ5年と若い組織ですが、国民に真に親しまれる存在になるためには何が大切でしょうか。

美輪 ● 象牙の塔では困るということですね。私は、司法関係の人には3年間、水商売でバーテンダーでもホストでもいいからやらせるべきと言ってるんです。水商売には不特定多数の多種多様な人間が来て本性を現す。そうすると、こんな立派な人がいるのにとんでもない悪癖があったり、世の中の裏の裏には骨の髄まで悪い奴がいることとかが五感に染みて分かりますから、頭だけではなくて。

草野 ● 机上論では駄目ということですね。

美輪 ● そう。自分たちの茶わんの風の嵐で、コマネズミみたいに走り回っているようでは仕方ない。若い中学、高校の子供たちからお年寄りまで、すべてに情報を張り巡らせて、文化や生活を学ぶこと。裁判官も検察官も、弁護士もそのことを常に努力し続けたいと恐ろしいことになりますよ。だから、法テラスもグローバルな考えを持って、国民に優しい組織になることがとても大事です。

草野 ● 本日は貴重なお話をありがとうございました。美輪さんが幅広い年齢層に支持され圧倒的な人気があるんだという理由が本当によくわかりました。



法テラス利用者の“今”

民事法律扶助制度を利用した和久井みちるさんにお話を伺いました。

毎月、市の公共施設で60人前後の老若男女が集まる会が開催されています。参加者は元ホームレスや生活保護受給者たちと、彼らのために何かできることはないかと集う市民や社会福祉士、弁護士・司法書士、看護師たち。事務局のひとり、和久井みちるさんは生活保護を受けながら、法テラスの民事法律扶助を利用して裁判を行いました。その経験を活かし、同じように問題を抱える人を具体的な解決へつなげられるよう活動しています。

あらゆるところに 救いを求めた

2006年、和久井みちるさん（当時43歳）は、夫から子どもや自分に向けられる暴力に悩んでいた。

DV（ドメスティックバイオレンス）に対する多くの人のイメージは、殴る・蹴るといった身体的暴行だが、実際には人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどといった心理的攻撃、性的強要も含まれる。しかし、恐怖感や無力感、あるいは（今だけ我慢すればといった）複雑な心理的葛藤などからDV被害の自覚が困難になるケースも少なくない。

和久井さん自身も、「なぜこんなにも苦しいのか」わからなかったという。うつ病を発症して、このとき既に6年が経過していた。

家を出て、自治体、警察、児童相談所と：知りうる限りの窓口に出

向き、自分の状況を訴えるが思うように伝わらない。和久井さんの精神力は限界に近づいていた。

収入がなくても 弁護士は依頼できる

07年、知人を介してある女性弁護士の存在を知る。「弁護士に会うには最初に30万円が必要」と聞いていた彼女は、そのお金を何とか用意し、法律事務所に出向いた。

和久井さんは、そのときを振り返り「自分には、怒りとか悲しいと思う気持ちには枯渇していた」と話すが、対照的に目の前の弁護士は「こんなに色々なところに相談してきたのに、どうして誰も助けられなかったの！」



法テラスを利用してたくさんの方が笑顔と元気を取り戻して欲しいと話す和久井さん。

と、心から怒ってくれた。彼女に「人への信頼感」を回復させてくれた瞬間だった。

そして、30万円を支払おうとした和久井さんに、「法テラスの民事法律扶助があるから相談費用も弁護士費用も心配はいらない」と言う。

彼女は思う。「弁護士費用30万円」を誤解したまま、最初から弁護士への相談をあきらめてしまいう人が大勢いる。もし、訪ねた相談窓口のどこかが「法テラスの電話番号」を教えてくれたら、ひとりで苦しむ時間は短縮できたかもしれない。

その日から、解決に向け、弁護士との二人三脚が始まった。まずは家庭裁判所に「子どもの引渡し」と「子どもの監護者の指定」（いずれも子どもを和久井さんのもとで育てたいという意思によるもの）の2つの審判（裁判所が調停委員の意見なども聞きながら判断するもの）を行うこととなる。

民事法律扶助があつたから、 生活保護でも裁判を続けられた

弁護士費用は、法テラスの民事法律扶助によって立て替えられ、その費用の支払は、問題が解決するまで猶予された。



当事者にとって、支援者が自分とスクラムを組んで同じ問題に立ち向かってくれるほど心強いことはない。

裁判は人間回復の 大事なシステムだと思う

’07年秋、生活保護を受け始める。審判は継続されていたが、続けて家庭裁判所に「婚姻費用の請求（婚姻関係がある配偶者へ生活費の支払を求めるもの）」の調停と、「離婚等の請求（慰謝料や財産分与などを求めるもの）」の裁判を申し立てる。裁判所に支払う裁判の申立費用や、弁護士費用についてはその都度工面する必要がなかったため、裁判を起こすことへの抵抗は

感じずに続けられた。

しかし、裁判にのめり込む和久井さんに対して、弁護士から時折「裁判を人生の目的にしてはダメ、終わつた後に空っぽになってしまう」と諭される場面もあったという。

過去の出来事に向き合い、それを声に出すことで、苦しくて苦しくて仕方なかった自分の気持ちが見えてきた。「裁判は、ここが苦しかった、と吐き出して良い場所。人間回復のためにとても大事なシステム」だと、今振り返る。



集まった数十人が机を囲み輪になる。自己紹介や近況を話す一人ひとりの声に全員が耳を傾ける。

福祉の分野では、エンパワメント（その人自身の力を発揮して問題を解決できるような支援すること）という言葉がよく使われる。しかし、器一杯によんだ水が入っている状態では情報も支援も受け付けられない。和久井さんは、弁護士の力を借りながら少しずつよんだ水を吐き出し、新しい力を注いだ。

自分の経験を次につなげる

離婚が成立するまで、3年半。その間、多くの裁判手続を経験した和久井さんだが、最初は法律用語も、裁判の流れもわからず、これからどうなっていくのかと不安を感じることも少なくなかった。そんなときには、弁護士に「次回までにやらなきゃいけないことは何ですか」「今、マラソンで言うのと折り返し地点くらいですか」と何度も何度も確認してきた。だからこそ、今困っている人が、「何に困っているか」がわかると言う。当事者が当事者に声をかけることのメリットはそこにある。

「私は、法テラスの民事法律扶助を利用して、弁護士と一緒に問題を解決できた。自分の持っている情報を、困っている人と共有したい。法テラスを利用して、一人でも多くの人に笑顔と元気が戻りますように」

そう話す和久井さんは、とても穏やかな顔をしていた。



和久井さんは、ケアマネジャーの資格を持ちヘルパー養成講座の講師もこなす。問題を早く察知できる人に法テラスを知ってもらいたいと話す。

民事法律扶助

法テラスは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあった時に、次の援助を行っています。利用には収入や資産が一定額以下であるなどの条件を満たす必要があります。

- 弁護士・司法書士による無料法律相談
- 弁護士・司法書士費用の立替え

① 代理援助
裁判を起すしたり、事件の相手方と交渉する必要があるとき、その行為を弁護士等に依頼するための必要を立て替えます。

② 書類作成援助
自分で裁判を起すとき、裁判所に提出する資料の作成を司法書士等に依頼するための費用を立て替えます。

無料法律相談の結果、必要な場合には、法テラスの基準に基づき決定された弁護士・司法書士費用を立替え、その費用は毎月5,000円～10,000円程度に分割してお支払いいただきます。生活保護を受けている方など、経済状況によっては事件進行中の支払を猶予し、事件解決後、その費用を免除する制度もあります。

暮らしの法律相談

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースを備えて、皆様からのお問い合わせに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、子どものトラブルに関するものをご紹介します。

『子ども』に関する

Q & A

Q 再婚するので、子どもが新しい生活に慣れるよう元夫と会わせたくありません。面接交渉（面会交流）を拒むことはできるでしょうか。

A 双方の親から愛情を受けることは子どもの権利ですので、再婚のみを理由として面接交渉を拒否することはできません。

ただし、子どもが新しい環境に慣れ、新しい親にも懐いていて、実父（実母）と面接交渉することにより子どもの精神状態が乱されるなど、子の監護養育に好ましくない場合には面接交渉が制限されることがあります。

また、子ども自身が嫌がる場合にも、面接交渉を拒むことができる場合があります。しかし、その場合、親の影響が背景にあることも少なくなく、子どもの本心に耳を傾け、真意を見極めることが大切です。



Q 未婚の母です。子どもの父親は認知していますが、親権者である私にもしものことがあれば、父親ではなく、実姉を親代わりとすることはできますか？

A 親権者である母親の遺言によって、親権者であるあなたの代わりに子どもを保護する者「未成年後見人」として実姉を指定しておくことができます。未成年後見人とは、親権者と同じ権利義務を有する、いわば親代わりの役割を果たす人のことを言います。親権者が死亡するなどして、親権を行う者がいなくなった場合、子どもについて未成年後見が開始され、親権者が遺言で指定した者、または指定がない場合に家庭裁判所が選任した者が未成年後見人となります。親権者でない親（父親）が生存している場合でも、その親が自動的に親権者になるわけではありません。



お詫びと訂正 「ほうてらす冬号 (Vol.15)」9ページに掲載しました「知っておきたい用語集—多重債務編—」の一部に誤りがありましたので、お詫びして訂正いたします。

●催告の抗弁権（下から4行目）

誤：保証人は、債務者が直ちに 正：保証人は、「債権者」が直ちに

●検索の抗弁権（下から5行目）

誤：保証人は債務者が直ちに 正：保証人は「債権者」が直ちに

法テラス 最前線

法テラス・コールセンターの愛称決定

法テラス・サポートダイヤルとして始動!

法テラスでは、法テラス・コールセンターにより親しみを持っていたくため、愛称を「法テラス・サポートダイヤル」と名づけました。

法的トラブルにあり、不安を抱えていらつしやる方に「ここに電話をすれば何かサポートが受けられるかも」という安心感と期待感を持っていただくことで「解決への第一歩」を踏み出していただきたいという思いを込めています。

利用される方のお悩みに対し、真摯な対応を心がけています。まずはお気軽にお電話ください。



オペレーター

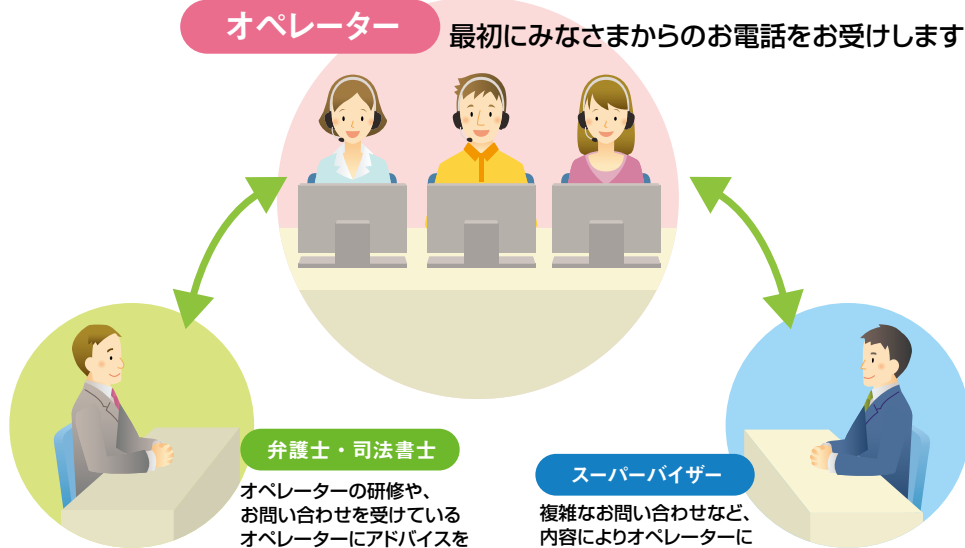
最初にみなさまからのお電話をお受けします。

弁護士・司法書士

オペレーターの研修や、お問い合わせを受けているオペレーターにアドバイスを行います。

スーパーバイザー

複雑なお問い合わせなど、内容によりオペレーターに代わって対応します。



■法的トラブル一般 おなやみなし
0570-078374
IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援 なくことないよ
0570-079714
IP電話・PHSからは 03-6745-5601

法テラス・サポートダイヤルでは犯罪被害者支援も行います。
犯罪被害にあわれた方やそのご家族の方などからのお問い合わせに対し、犯罪被害者支援の知識と経験を持った担当者が、お話を伺い、支援に関する様々な情報を提供します。

平 日 9:00~21:00
土 曜 日 9:00~17:00

※地震の影響により、当面の間、平日9:00~17:00の受け付けとさせていただきます。

東北地方太平洋沖地震直撃

仙台コールセンター、全面復旧に向け奮闘中!!

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、仙台市の法テラス・コールセンターをも直撃しました。

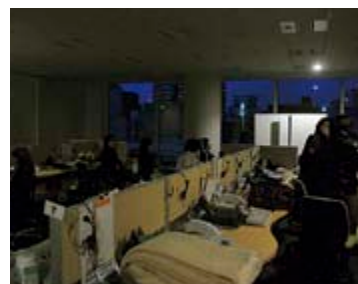
法テラスは、4月1日からコールセンターを東京都から仙台市に移転させることを決定していました（詳細は、バックナンバー vol.14）。

今回の地震は、その構想を根底から揺るがすこととなりましたが、仙台で準備にあたってきた職員やオペレーターの懸命な努力や、東京での一部業務継続のバックアップにより、ほぼ本格的な全面稼働に近い形で4月からスタートすることが出来る体制が整いました。利用者の方にはご不便をおかけすることがあるかと思いますが、全面復旧に向け総力をあげて取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



▲地震発生直後

ページ上部のようにオペレーターが画面を見ながら、お問い合わせ時に使用するパソコンが全て倒れました。



▲初日の夜

非常用の明かりのみ。余震が続き、電話もつながらず、職員が不安な夜を過ごしました。



スタッフ弁護士からの メッセージ

9

法テラス松本法律事務所

弘中 章

日本には現在、弁護士が約3万人いますが、さまざまな事情で弁護士にたどり着くことが困難な人々がまだまだ数多くいらっしゃいます。そのような状況を改善し、だれもが気軽に司法にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士(常勤弁護士)」。

長野県松本市の弘中 章弁護士もそんな一人です。

松本の街に赴任してから1年余りが過ぎました。雄大な北アルプスの山々を眺めながら業務に励む毎日です。

私はいろいろな進路を思案した末に、「人の人生に直接関われる仕事をしたい」「市民に身近で頼れる弁護士になりたい」との思いを抱きスタッフ弁護士になりました。その後松本に赴任してどんな活動ができているのか書きたいと思います。

法テラス松本の特徴として、生活保護を受給されている方の債務整理案件を多数抱えています。

る点があげられます。依頼者の多くは、市役所の担当係に「保護費を借金返済に充ててはいけない」などと説明を受けて借金整理の相談に訪れます。弁護士に相談することを躊躇される方もおられると思いますが、関係機関から法テラスに相談するように勧められていることで、弁護士に相談しやすくなっているようです。

ただ長引く不況で、依頼者の生活設計を見通せずに悩むことも多いです。例えば、職と住居を同時に失い車上生活に陥り窃盗を行った

● 法テラス松本
法律事務所



事務職員・召田さんと

被告人の弁護をした時には、身柄釈放後の住居や当面の生活資金を得るため、社会福祉協議会や市役所に各種の福祉制度について相談するなどしました。

経済的に困窮している人々の生活再建のため丁寧な仕事ができることは、スタッフ弁護士の醍醐味の一つです。今後安心して借金等の相談をしてもらえるよう、各方面にお知恵を拝借しながら、丁寧に仕事をしていきたいと思っています。

他方、法テラス松本のスタッフ弁護士は私一人だけでなく、事件の種類も一般民事、家事、刑事と幅広く舞い込むため、日々の無料法律相談や受任事件をこなしていくことで手一杯になりがちです。出張相談や法教育活動の推進などやるべきことは他にもあるのですが、こうした活動になかなか労力を割けないのが実情です。

そこで私は、地元弁護士会の活動に積極的に関わって、消費者、高齢者、障がい者問題などに熱心な弁護士と一緒に仕事をしていくことが大切だと思っています。地域の弁護士の方々とともに、市民の皆さんが弁護士に相談しやすい環境を作っていくことが当面の目標です。

若者の法的トラブルの実態

新成人の法的トラブル意識調査から

法テラスでは、昨年11月に2011年に成人式を迎える400人の新成人を対象に「新成人の法的トラブルに関する意識調査」を実施しました。

「法的トラブル」かどうかわからない危険

若者が抱えるトラブルは、学校でのいじめや交際相手とのトラブルなど、法的トラブルと認識されにくい問題が多くあります。しかし、交際相手からの暴力（デートDV）や、休憩時間のない過酷なアルバイトなど、法的な解決を要するものも少なくありません。

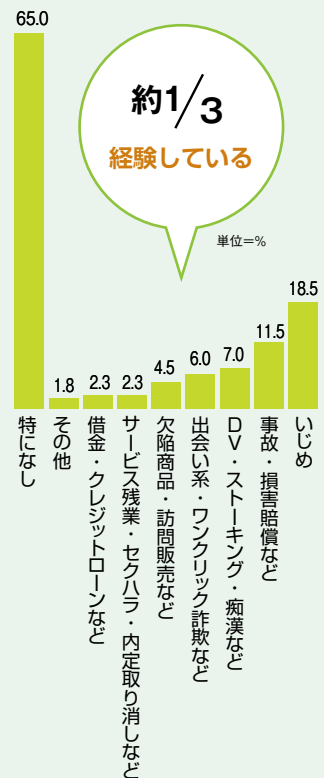
自分で何とかしないと！と思う危険

不当な契約をしても、自分にも非があると思ひ込み、「とにかく支払わないといけない」と諦めてしまうという人もいます。そういった心理につけ込む悪質な手口が多発していますが、法的トラブルの経験や関連する情報に接する機会が少ない若者が陥りやすい傾向にあります。

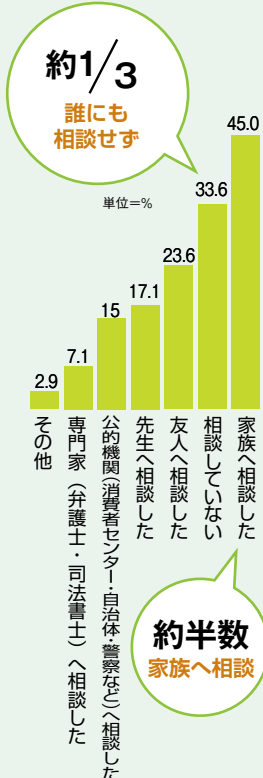
身近な人に相談しても未解決のままという危険

法的トラブルを経験した若者の約半数が、家族に相談をしています。それぞれの内容に適した相談窓口がわかる人はそれほど多くありません。そのため、法的トラブルを経験した人の約4割が「問題が未解決」のまま泣き寝入りしてしまっています。

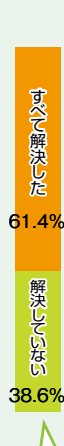
Q1 あなたは法的トラブルを経験したことがありますか？（いくつでも）



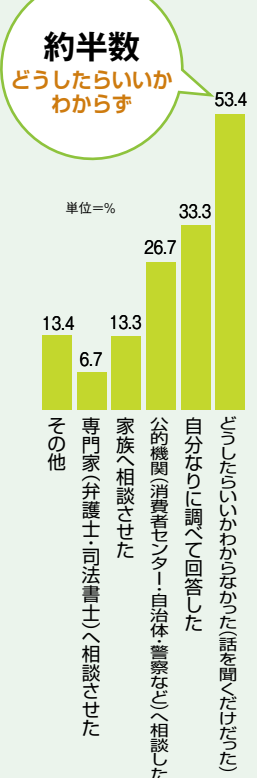
Q2 そのトラブルに関して誰かに相談しましたか？（いくつでも）



Q3 その問題は解決しましたか？



Q4 知人からの法的トラブルの相談にどう対応しましたか？（いくつでも）



調査結果の分析に協力いただきました

法テラスが実施した「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査（※）」では、「無料法律相談の利用意欲」は、過去に「弁護士・司法書士に相談した経験を持つ人の方が積極的で、「弁護士・司法書士以外に相談した人は、「敷居が高い」「表沙汰にしたくない」「面倒」といったネガティブな印象を持ち消極的です。このことから、若いうちに「弁護士・司法書士に相談」

するという経験を持っておくと、将来トラブルにあったときに法律家への相談を躊躇することなく受けられるので、問題の早期解決が可能になるかもしれません。問題を解決した人の経験を聞けるような機会を若いうちに得ておくことも、今後の社会では必要だと思います。法テラスは、電話で気軽に問い合わせができるので、不安を感じたらすぐに利用してみましょ。

司法書士
力丸 寛 さん



（※）法テラスでは、2008年秋に一般市民（全国20歳以上）、路上生活者（東京・大阪・京都）、全国の法テラスでの民事法律扶助・法律相談援助の利用者を対象にアンケート等による調査を行いました。

「まずは電話で相談を」

振袖姿で登場した福田さんは、寺井一弘理事長（当時）から任命証とたすきを受け取り「法テラスはたくさんの人を助けるためにある。一人で抱え込まないで、まず電話で相談してほしい」と笑顔で呼びかけるなど、法テラスのPRに努めてくださいました。

法テラスでは、女優としてテレビや映画で活躍し、また新成人となられた福田沙紀さんを「法テラス・サポーターズクラブ大使」に任命し、記者発表会を開催しました。記者発表会には、多数のメディアが集まったほか、サポーターズクラブ会員も参加し、大いに盛り上がりしました。

若者代表として 法テラスをPR



福田沙紀さんが 法テラス・サポーターズクラブ大使に就任

大使就任を 法務大臣にご報告

記者発表会に先立ち、福田沙紀さんと寺井理事長（当時）が法務大臣室を訪問し、仙谷由人法務大臣（当時）に「大使就任」のご報告と挨拶をしました。



法テラスの藤井事業企画本部長から若者が陥りやすいトラブルを紹介

法テラス・サポーターズクラブとは…



法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら、一口(千円)以上のご寄附で、どなたでもご入会いただけます。

詳しくは法テラス・ホームページへ

このバナーからお入りください

法テラスの 活躍に期待

仙谷法務大臣（当時）からは、「若者やお年寄りの中でも、社会的に孤立し、相談相手がいない人が増えている。法テラスのように、相談の場所があるのは大事。頑張ってください」と励ましの言葉をいただきました。



左から寺井理事長（当時）、福田さん、仙谷大臣（当時）

理事長就任のご挨拶

日本司法支援センター理事長 梶谷 剛



このたび、日本司法支援センター（法テラス）の理事長に就任することになりました梶谷剛です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

法テラスは、司法を国民により身近に利用していただくために、司法制度改革の最も重要な柱の一つとして設立されました。

私は、日本弁護士連合会の立場から設立準備に当たり、設立と同時にバトンタッチをいたしました。5年を経過して、今や多くの国民に広く活用され、発展していることは誠に喜ばしいことです。これも、歴代理事長をはじめ本・支部の役職員、関係諸団体の皆様の献身的なご努力によるものと心より敬意を表します。

法テラスが更なる発展をし続けるには、国民から信頼されることが最も重要であります。そのためには、利用者に、明確な情報を提供するとともに、「心から心に」通ずるような対応をし、法テラスに相談してよかったと思っていただくことが何よりも大切です。このような基本を常に心がける法テラスでありたいと願っています。

3月11日に未曾有の規模の「東北地方太平洋沖地震」が発生しました。被害を被られた皆様に対して心よりお見舞いを申し上げます。

法テラスでは直ちに「災害対策本部」を立ち上げ、寺井理事長の陣頭指揮のもとで、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会等と連携し、生活相談、法律相談等支援の取り組みに着手しました。

私は、このような厳しい時期に就任いたしました。市民の方々が困難な問題に直面している時にこそお役に立つことが法テラス設立の原点であることに思いをいたし、役職員と共に全力を挙げて職務を遂行する所存でありますので、なにとぞご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

理事長退任のご挨拶

寺井 一弘

法テラス理事長をつとめてまいりました寺井一弘でございます。

私は法テラスが設立後5年を終了する本年4月10日をもって理事長を退任いたしました。

法テラスは2004年4月に成立した「総合法律支援法」によって設立された組織ですが、私は同年6月に「法務省総合法律支援準備室」の顧問に就任し、以後約7年に亘って法テラスの設立準備と業務運営に携わってまいりました。

法テラスは国民の司法へのアクセスを抜本的に拡充することを目的として創設された組織であり、5つの本来業務と受託業務を今日まで何とか順調に遂行してまいりましたが、それはひとえに関係機関の皆様方の暖かいご理解とご支援の賜物でございました。心から深く感謝申し上げます。

法テラスはこれからますます国民・市民の皆様の期待に応えて飛躍的に発展していくことが強く求められております。「民と官との協働体」である法テラスにはまだまだ解決しなければならない課題があるほか、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」への的確な対応がございました。しかし、皆様方のお力添えをいただくならば、必ずや壮大な事業を展開していき、歴史的評価に十分耐えうる逞しい組織に成長していくことができるものと確信いたしております。関係機関の皆様方のより一層のご指導をお願いしたいと思います。

最後になりますが、梶谷新理事長のもと法テラスがさらなる充実発展を遂げていくことと皆様方のご健勝ご活躍をお祈りして退任のご挨拶に代えさせていただきます。

借金・離婚・相続・労働問題・犯罪被害・・・

よかった、
法テラスに
電話して。

法的トラブルは、適切な機関や専門家に相談するのが解決への近道。
まずは、お気軽に法テラスへお電話ください。
内容に応じて、ご利用いただける法制度や相談窓口をご案内します。

満足した
92.4%

法テラス・サポートダイヤル
0570-078374

受付時間
平日 9:00～21:00
土曜 9:00～17:00
※通話料のみでご利用いただけます。

犯罪被害者
支援ダイヤル
0570-079714

受付時間
平日 9:00～21:00
土曜 9:00～17:00
※犯罪被害者支援の相談と相談を受けた犯罪被害者の方のみです。

日本司法支援センター
法テラス

法テラスは国が設立した公的な法人です。

新しいポスターが できました

法テラスのポスターが新しいデザインになりました。

今年度からは、「多くの方に利用されている法テラス」をコンセプトに、まだ法テラスをご存じない方にもまずは気軽に電話いただけるよう、利用者から実際に寄せられた声をメッセージとして伝え、リーフレットなどの刊行物にも統一デザインを使用しています。

関係機関の皆さまにおかれましては、多くの方に目にしていただけるよう掲出・備え置きについてご協力くださいますようお願いいたします。

■法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570-078374
IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ
0570-079714
IP電話・PHSからは 03-6745-5601

平日9:00～21:00・土曜9:00～17:00

※地震の影響により、当面の間、平日9:00～17:00の受け付けとさせていただきます。

■ウェブ検索

法テラス

検索

メールマガジン配信中

法テラスのタイムリーな情報はメルマガ「ほうてらすPlus」で。
パソコン版と携帯版、登録は無料です。

登録はホームページから ▶ <http://www.houterasu.or.jp>

■法テラスは各種のご寄附をお受けしております。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

●法テラス・サポーターズクラブ

法テラスの周知活動と寄附にご協力いただく応援組織です。「法テラスを応援したい」「法テラスをもっとたくさんの人に知ってもらいたい」という方なら1口1000円以上の寄附で、どなたでもご入会いただけます。お申し込みは、法テラス・ホームページでも受け付けています。

●個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

●しよく罪寄附

しよく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを表すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護士からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2009年度は、約1億5千万円のご寄附をいただきました。

ご寄附のお申し込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

【編集後記】

この4月10日に、法テラスは法人設立から丸5年を迎えました。日々、さまざまな悩みや不安を抱えておられる方からお問い合わせがあり、いかに多くの法的トラブルが日常生活の中にあるかを実感させられます。今回の特集では、そんな数多くの声の中から民事法律扶助を利用された方に取材へのご協力をいただきました。この場を借りて改めて感謝申し上げます。(C.Y)

●本誌へのご意見をお寄せください。

法テラス本部総務課広報係

〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2

ハーマニータワー8階

Eメール：koe@houterasu.or.jp